

改訂後	改訂前																								
2017. 09. 10 改訂 別表 1 …手数料一覧 (削除) (平成30年4月 1 日より実施) <有機農産物の生産行程管理者の場合> <table><tr><td>項目</td><td>初回</td><td>2 回目以降 (調査手数料)</td></tr><tr><td>申請料 (初回のみ)</td><td>20, 000 円 (税別)</td><td>—</td></tr></table> ①基本料50, 000円 (税別) ただし、グループ申請で農家数が 2 ～ 4 軒の場合は25, 000円 (税別)、 5 ～ 7 軒の場合は35, 000円 (税別) 。また、<u>実地検査 (調査)</u> が1日を越える場合は半日につき17, 000円 (税別)、 1日につき32, 000円 (税別) を加算する。 ②グループ申請の場合、 1 農家あたり13, 000円 (税別) を加算する。 ③<u>交通費 (実費相当額)</u> 変更内容 : 税込表記を税抜きの表記とし、②と③の順序を入れ替えた。 <有機農産物、有機加工食品 … の生産行程管理者の場合> <table><tr><td>項目</td><td>初回</td><td>2 回目以降 (調査手数料)</td></tr><tr><td>申請料 (初回のみ)</td><td>30, 000 円 (税別)</td><td>—</td></tr></table> ①基本料85, 000円 (税別) ただし、<u>実地検査 (調査)</u> が1日を越える場合は半日につき25, 000円 (税別)、 1日につき45, 000円 (税別) を加算する。	項目	初回	2 回目以降 (調査手数料)	申請料 (初回のみ)	20, 000 円 (税別)	—	項目	初回	2 回目以降 (調査手数料)	申請料 (初回のみ)	30, 000 円 (税別)	—	2013/12/8 改訂 別表 1 …手数料一覧 (税込) (平成 26 年 4 月 1 日より実施) <有機農産物の生産行程管理者の場合> <table><tr><td>項目</td><td>初回</td><td>2 回目以降 (調査手数料)</td></tr><tr><td>申請料 (初回のみ)</td><td>¥21, 600</td><td>—</td></tr></table> ①基本料¥54, 000 (ただしグループ申請で農家数が 2 ～ 4 軒の場合は ¥27, 000、 5 ～ 7 軒の場合は¥37, 800) 。また実地検査が1日を越える場合は半日につき¥18, 360、 1日につき¥34, 560を加算する。 ②<u>交通費 (実費相当額)</u> ③<u>グループ申請の場合、 1 農家あたり¥14, 040を加算する</u> <有機農産物、有機加工食品 … の生産行程管理者の場合> <table><tr><td>項目</td><td>初回</td><td>2 回目以降 (調査手数料)</td></tr><tr><td>申請料 (初回のみ)</td><td>¥32, 400</td><td>—</td></tr></table> ①基本料¥91, 800ただし実地検査が1日を越える場合は半日につき ¥27, 000、 1日につき¥48, 600を加算する。	項目	初回	2 回目以降 (調査手数料)	申請料 (初回のみ)	¥21, 600	—	項目	初回	2 回目以降 (調査手数料)	申請料 (初回のみ)	¥32, 400	—
項目	初回	2 回目以降 (調査手数料)																							
申請料 (初回のみ)	20, 000 円 (税別)	—																							
項目	初回	2 回目以降 (調査手数料)																							
申請料 (初回のみ)	30, 000 円 (税別)	—																							
項目	初回	2 回目以降 (調査手数料)																							
申請料 (初回のみ)	¥21, 600	—																							
項目	初回	2 回目以降 (調査手数料)																							
申請料 (初回のみ)	¥32, 400	—																							

改 訂 後	改 訂 前
②別組織（法人）の委託先がある場合は1軒につき<u>5,000円（税別）</u>を加算することができる。 変更内容：税込表記を税抜きの表記とし、書き振りを揃えた。 <下段> （削除・最初の文は後段へ移動） （削除） （削除） 変更理由：講習会の認定の流れで解説している内容であり、手数料の説明として特に記載すべき事項でないと判断したため。 *既に本センターで認定を受けている事業者であって、<u>施設の移転や法人格の変更、その他、グループの分割、統合、グループからの独立等により新たに認定を受ける必要が生じた場合の新規認定申請については申請料</u>を徴収せず2回目以降の料金を適用する。 改訂内容：用語の統一他。 （削除） 改訂理由：軽減措置が2認定取得の全事業者に適応されておらず、公平性に欠けていること。また、財団にとってメリットがないため軽減措置を廃止することとした。	②別組織（法人）の委託先がある場合は1軒につき<u>5,400円</u>を加算することができる。 <下段> *<u>臨時調査に係る費用は2回目以降の料金を適用する。なお、新規申請は申請手数料の納付を確認して申請受理とする。</u> *<u>認定手数料の支払いは検査報告書あるいは調査報告書が認定事務局に提出された時点で請求することを基本とする。</u> *<u>判定結果は、認定手数料の納付を確認してから通知する。</u> *<u>既に本センターで認定を受けている事業者であって施設の移転や法人格の変更、その他、グループの分割、統合、グループからの独立等により新たに認定を受ける必要が生じた場合の新規認定申請については申請手数料</u>を徴収せず2回目以降の料金を適用する。 *<u>同一事業者等が複数の認定を取得する場合には別途定める軽減措置をすることができる。</u>

改 訂 後	改 訂 前
<u>＊臨時調査に係る費用は、2回目以降の料金を適用する。</u> 変更内容：最初の文章から移行（後述記載が望ましいため）。 <u>＊交通費は、認定事務局または検査員の自宅から目的地までの移動に伴う往復の経費をいい、社会通念上妥当と思われる交通経路で、経済的かつ合理的な順路を優先し、概ね以下の基準により算出する。</u> 変更内容：＊部分と（１）部分をまとめたため。 ①新幹線乗車は60km以上可・JR特急乗車30分以上可・その他鉄道及びバスは乗車時間に関係なく使用できる。<u>（いずれもグリーン車不可、座席指定可）</u> 変更内容：現代仮名遣いへの修正他。	<u>＊旅費交通費は概ね以下の基準により算出する。また、交通手段の選択は、社会通念上妥当と思われる交通経路で、経済的かつ合理的な順路を優先し、実費相当額とする。</u> <u>（１）業務に伴う旅費交通費（認定事務局または検査員の自宅から目的地までの往復の経費）</u> ①新幹線乗車は60km以上可・JR特急乗車30分以上可・その他鉄道及びバスは乗車時間に関係なく使用できる。<u>但し、</u>いずれもグリーン車不可、座席指定可 （略）